

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：水産林務部森林環境局森林活用課

(電話011-231-4111 (内線28-822))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	北海道立 道民の森条例	第7条	施設の利用承認	未設定 イ	1日	(一財)北海道森林整備 公社(道民 の森管理事 務所)
2	北海道立 道民の森条例	第11条 第6項	利用料金の減免	設定	1日	(一財)北海道森林整備 公社(道民 の森管理事 務所)
3	北海道立 道民の森管理規 則	第5条	行為の許可	未設定 イ	8日	石狩振興局 森林室(道 民の森課)

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)
変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載